

第四十三回 参議院商工委員会議録第十四号

(一八九)

昭和三十八年三月十四日(木曜日)
午前十時三十五分開会

三月十三日

辞任

二木謙吾君 小林英三君
丸茂重貞君 前田久吉君
三月十四日 辞任 補欠選任
小林英三君 平島敏夫君事務局側
常任委員 小田橋貞壽君
専門員 会員説明員
通商産業省重工業局計量課長 長宗正次君

出席者は左の通り。

委員長 理事
赤間文三君 上原正吉君 川上幸雄君 井向井長年君
島田喜仁君 岩田信三君 佐藤雅君 田中敏夫君
吉武久保松澤文造君 二宮奥典君 二宮典君
島田通商産業大臣 通商産業次官 通商産業局長
政府委員 通商産業大臣 通商産業次官 通商産業局長
政府委員 通商産業大臣 通商産業次官 通商産業局長
政府委員 通商産業大臣 通商産業次官 通商産業局長○委員長(赤間文三君) 本日の会議に付した案件
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○計量法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(赤間文三君) ただいまから商工委員会を開会いたします。まず、委員長及び理事打合会の協議事項について御報告をいたします。本日は、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取し、後刻質疑を行ない、計量法施行法の一部を改正する法律案の質疑を行なう場合については採決も行ないたいと思います。こういうようなことになります。

御了承を願います。

○委員長(赤間文三君) 次に、委員の異動について御報告をいたします。

○委員長(赤間文三君) 昨日、二木謙吾君、丸茂重貞君が辞任され、その補欠として、小林英三君、前田久吉君が選任されました。

○委員長(赤間文三君) 昨日、本委員会に付託をせられました。これより議事に入ります。

律案を議題に供します。政府から提案

た高压ガス取締法の一部を改正する法律案を議題に供します。

昭和三十八年三月十四日 [参議院]

理由の説明を聴取いたします。福田通

ます。すなわち、一方におきまして、石油化学工業を中心とした各種の基準を示し、それによることによって、その提案理由を御説明申し上げま

す。

○國務大臣(福田一君) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げま

す。

現行の高压ガス取締法は、昭和二十

六年に制定され、その後若干の改正は

行なわれましたが、おむね制定当時

のまま今日に至っております。かかる

に、最近の高压ガス製造事業等におけ

る激しい技術革新の展開及び液化石油

ガスの家庭消費の普及等による高压ガ

スの保安に関する事情の変化は著しい

ものがあり、これらの状況に照らしま

すと、現行法の保安体制では高压ガス

による災害の万全な防止をはかるため

には不十分であることが認識されて

います。よって政府とい

し、後刻質疑を行ない、計量法施行法

に伴う事業所数の増加は、現在の検査

しになつて間もなくです。今は三月ですけれどもね。その計量審議会で、もう少し民意を反映するようにしたいと申します。あなたの方の通産当局からのお話があつたということをお聞いておりますが、それはどうしたことですか。ございませんでしたか。

○説明員(長宗正次君) 実は先ほども申しました、計量行政審議会、あるいはその下にござります専門調査会の委員の方々に消費者代表の方々に入つていただいて、審議を進めていきたい、こういうふうにいたしまして、目下人選を進めております。

○奥むめお君 今どういう委員がなつていらっしゃるのですか。あなた方が改めたいとおっしゃるというのは、どういう委員がなつていらっしゃるのか、審議会のメンバー。

○政府委員(島田喜仁君) 委員のメンバーは、今手元にございません。で、担当課長から概略申し上げますが、そ

の趣旨は、実は今担当課長から申し上げましたように、計量行政につきまして、できるだけ消費者の声も聞くよう

にして、そうして問題をひとつ実態的に検討をし、そして弊害をできるだけ除去していく、こういう意味で、いろいろ委員に

お願いする方々の御意見を聞いたり、候補者を今考えまして、そういう方向で進めつつある。それからなお、消費者の立場だけなしに、もう少し学識経験者を入れたいと、こういう考え方で進んでおります。今、現在の委員は実は手元にございませんが、大体どう

いう人が入つてゐるかということだけ、概略担当課長から申し上げたいと思ひます。

○説明員(長宗正次君) 計量行政審議会の会長は通産次官でございますが、それから消費者関係の委員が、今のところ五名ばかりおります。それから計量器業界の代表

さいます。それから計量器業界の代表

といしまして、五名前後ございま

す。あとは学識経験者ということございまして、定員が三十名でございま

す。

○奥むめお君 この計量の正確さ、計

量知識の普及というようなことになり

ますと、非常に消費者が関心を持つて

いますのですね。私ども苦情処理を全

くらいで遠慮していらっしゃるのです

か。雑多なものが家庭生活に關係して

いますね。それが指定がなかつたら、

不正があつても罰則に触れないわけで

すね。そうでしょう。それを十分御承

知ですね。どうしてもつぶやきません

のですか。

○政府委員(島田喜仁君) ただいまの

ことは聞いておりません。私から御報

告いたしますが、食料以外の品目指定

の問題は、ただいま担当課長からも御

説明を申し上げましたが、実は指定を

いたしました場合に、やはりこれが取

り締まれるということでなければ、実

際には意味をなさないわけでござります。

○奥むめお君 石炭はどうなつていま

すか。

○説明員(長宗正次君) 石炭も検討の

品目には入つてございますが、まだ結

論が出ておりません。

○奥むめお君 十月から石炭の小さい

売り方をして規制するという話を聞い

てきましたが、あれはどうなりました

か。

○説明員(長宗正次君) 先ほど申しま

したように、計量器の使用の問題と、

それから公差の問題がまだ結論が出て

おりませんので、十月を目途として検

討はしておりますが、まだ結論は出て

いません。

○奥むめお君 石炭は何か業界から、いか

れですか。

○政府委員(島田喜仁君) ひとつ、そ

れはできるだけ早期に結論を出すよう

にいたしたい、こういうふうに思いま

す。

○奥むめお君 えらい、あいまいなこ

とだけれども、たとえば町の飲み屋の

前を石炭の車が通りますときに、暗黙

のうちに石炭を落としていく。そうす

ると、その石炭でお湯も沸くし、酒の

かんもできるし、これが酒代にかわつ

ておるということは、町の人はだれで

も知っていますよね。石炭が山から降

りてくるずっと経過を調べますと、非

常に石炭のはかり方というものはすざ

んなものでございます。その、ずさん

なものを何が何だかわからぬけれども

もらつておく、代金を払う、これはほ

んとうに不正なことだと思います。で

すから石炭なんかは、ことに東京なん

かは石炭を使うことは少のうございま

す。しかし、でもまだ使つておりますね。北海道が一番この問題で悩んでおりますのですが、北海道の家庭では石炭に音を上げておりますので、早

速にできるだけ御趣旨に沿うような方

向で都道府県あるいは特定市、それからひとと御委嘱を願いまして、そう

して今の問題は、私いたしまして早

急にできるだけ御趣旨に沿うような方

向で都道府県あるいは特定市、それから委員の方々、関係方面とも話し合ひをいたしまして進めたい、こういうふうに思います。

○奥むめお君 石炭の問題は、これは全くナンセンスなんです。よほ、困つて

いますね、各家庭が。石炭を使つてい

るところがまだ多くござりますか

ね。今度は五十キロ入りから正量取引をするというお話を前に聞きました

ですが、それは、じや、十月から始ま

るかどうかわからないのですか、いか

がですか。

○政府委員(島田喜仁君) ひとつ、そ

れはできるだけ早期に結論を出すよう

にいたしたい、こういうふうに思いま

す。

○奥むめお君 斜陽産業であるから延ばしてほしい、

きびしいことを言われちや困るとい

う

話がでているやに聞いておりますが、

そのために延びたのですか。石炭を正

しくはかつて売るということは、これ

は当然の商業道德じやありませんか。

○奥むめお君 はかって売るということは、これ

は当然の商業道德じやありませんか。

○奥むめお君 うだたとおっしゃるのですか。それ

で、それに対して、あなた方は何か新

た手をお打ちになりましたか。

○説明員(長宗正次君) 実は三十八年

かりあります。それから消費者関係の

委員といしまして、約三名ばかりご

ざります。

○説明員(長宗正次君) 計量行政審議

の会長は通産次官でござりますが、

それから計量器業界の代表

といしまして、五名前後ございま

す。

○説明員(長宗正次君) 計量行政審議

の会長

べきではないかという御意見、私もや

じやないです。

に、政令というような範囲で、あるい

外のものがさらに例外として逆にふえ

てくるということは実は予想もしてお

いません。

はりもつともだと思いませんから。ただ現実の問題としては、予算をふやしたらいじやないかというお話をございましたが、これは通産省だけでも実はできかねる問題でもございますので、都道府県あるいは市町村ともひとつ話し合ひをし、先ほど申し上げました行

政審議会も、実はそれらの点についても私率直に申しまして、前向きの方向で考へるべきであるという趣旨から、

委員の問題も考へておるわけでございまして、その審議会を中心いたしまして、どういう品目を追加するか、そ

うして長さあるいはかさ等の問題についてどう考へるかという御意見をひとつ十分に検討いたしまして、そうして問題の所在を明らかにすると同時に、その方向をきめて参りたい、こういうふうに思っております。

○松澤兼人君 今回の計量法施行法の一部改正法律案といふのは、簡単に言つて、今まで政令で規定していたものを法律のほうに移すということのようになされられるのですけれども、どういう必要でこれまで自由裁量の余地のある政令に委任していたものを、法律という形で移さなければならぬのか、根本的にこの点からお伺いをいたしました。

○説明員(長宗正次君) ただいまの御質問は、政令に委任したのはなぜかとか、根本的にこの点からお伺いをいたしました。

○松澤兼人君 政令の部分を法律で規

定するようになるのじやないですか。

今まで政令事項といいますか、そのうちの四つですか、これを取り上げて、法律の中で規定するようになつたの

ざいます。

○松澤兼人君 政令の部分を法律で規

定するようになるのじやないですか。

今まで政令事項といいますか、そのうちの四つですか、これを取り上げて、法律の中で規定するようになつたの

ざいます。

○松澤兼人君 そういたしますと、こ

こで列挙されております四項目です

ですか。

○松澤兼人君 これがこの四項目とい

うものです。

けにしほってしまって、新しい事態が将来生じた場合に法律を改正しなければならない、そういう心配はないんでしょうかというのです。しほるということはよくわかるのです。できるだけしほっておかなければならぬことはよくわかるのですけれども、将来新しい事態が起こったときにはどうするか、法律改正をおやりになるのですか。

○政府委員(島田喜仁君) 御承知のように、本法の趣旨はできるだけメートル法を法定計量単位として普及させたいという方針で逐次実施をして参り、品目もしほって参りました関係上、今申し上げたように法律で四項目あげておりますので、もしそれ以外に事態が起つた場合、言いかえればメートル法以外の計量単位を使わなければならぬような事態が起つた場合、そういうことは予想しておりませんが、もし起つた場合にはあらためて法律改正をお願いしなければならぬということになると思います。しかし、私どもの考え方としてはここに掲げたような日本国内 자체の問題でなしに、外国等との関係から、やはりそちらがメートル法を実施していくような状況になつてしまふと、わが国だけでできませんので、そういう面だけに実は限定をして、それ以外のものはメートル法を実施して参りたい、こういうふうに考えております。したがいまして、重ねて申しますが、どうしてもそういう事態が、言いかえればメートル法の実施ができないような事態が起つりましたよ

○政府委員(島田喜仁君) その四項目で規定している項目……。

○松澤兼人君 四項目というものは法律

○政府委員(島田喜仁君) さようですが

○松澤兼人君 そうすると普通法律で

○政府委員(島田喜仁君) すと、第五項に「その他政令で定める事項」とか何とかいつ、第五項を設けて、普通は「その他」ということを使うわけですが、そういうことは全然考えていらっしゃらない。

○政府委員(島田喜仁君) 先生のおっしゃるとおり普通の法律の場合には「その他政令で定める事項」とかいうことがございますが、本法の今度の改正の場合にはそういう点は考えておりません。

○松澤兼人君 考えておらないとい

うことは、もうそういう特別の例外みた

いなものは一切認めていかない。もし

そらく私は、イギリスから始まりまし

たヤード・ポンド法の改正が行なわれ

るのは、やはりイギリスの一つは国

民性にもゆえんしているのではなかろ

うか。で、今、先生のおっしゃるよう

に、イギリスにおいてもアメリカにお

いても、実はヤード・ポンド法がいか

に不便であるかという点を識者の間で

どうから例外をそのほかに考えていい

申しますが、どうしてもそういう事態

が、言いかえればメートル法の実施が

できないような事態が起つましたよ

うな場合には、あらためて今度は法律

改正をお願いして項目を掲げる、こう

いうことに理論的にはなると思いま

す。

○政府委員(島田喜仁君) お説のとお

りでござります。

○松澤兼人君 じゃ、大体この改正の趣旨を見てきますと、英米などでも

ありますけれども、せつかく日本がそ

ういうメートル法に踏み切つて、そのた

めに計量法というものもできているわ

ざいます。

○松澤兼人君 その四項目

の範囲内でなければできないわけでござります。

○政府委員(島田喜仁君) その四項目

に対処するということは読めないわけですね。

○政府委員(島田喜仁君) その四項目

に規定している項目……。

○政府委員(島田喜仁君) さようですが

○松澤兼人君 そうすると普通法律で

○政府委員(島田喜仁君) すと、第五項に「その他政令で定める事項」とか何とかいつ、第五項を設けて、普通は「その他」ということを使うわけですが、そういうことは全然考えていらっしゃらない。

○政府委員(島田喜仁君) 先生のおっしゃるとおり普通の法律の場合には「その他政令で定める事項」とかいうことがございますが、本法の今度の改正の場合にはそういう点は考えておりません。

○松澤兼人君 考えておらないとい

うことは、もうそういう特別の例外みた

いなものは一切認めていかない。もし

そらく私は、イギリスから始まりまし

たヤード・ポンド法の改正が行なわれ

るのは、やはりイギリスの一つは国

民性にもゆえんしているのではなかろ

うか。で、今、先生のおっしゃるよう

に、イギリスにおいてもアメリカにお

いても、実はヤード・ポンド法がいか

に不便であるかという点を識者の間で

どうから例外をそのほかに考えていい

申しますが、どうしてもそういう事態

が、言いかえればメートル法の実施が

できないような事態が起つましたよ

うな場合には、あらためて今度は法律

改正をお願いして項目を掲げる、こう

いうことに理論的にはなると思いま

す。

○政府委員(島田喜仁君) その四項目

に規定している項目……。

○政府委員(島田喜仁君) さようですが

○松澤兼人君 その四項目

に規定している項目……。

○政府委員(島田喜仁君) その四項目

ド法を使わなければやむを得なかつた
ということで「武器の製造、修理その他武器に関する計量」というのが考え
られたわけでござります。
その次の二号は「前条第二号に掲げ
る計量」ということでござります。そ
れは「輸出すべき貨物に関する計量」
ということですございまして、次の三号
の「輸出すべき貨物の部品に関する計
量」ということと含めて御説明申し上
げますと、先ほどから申しております
輸出貨物の見込み生産というものにあ
たるわけでござります。

のには、日本船舶以外たとえは外國の船舶が日本におきまして積量を測度するという場合に、外国船でございますので、ヤード・ポンド法の使用もやむを得なかつたということで規定したわけでござります。

第七号は「日本国外にある日本船舶又は日本航空機内における計量」ということでございますが、これはたとえば日本船舶または日本の航空機の中におきまして日本国内で物品を販売する場合に用いられる計量ということで掲げたわけでござります。

第八号は、「日本国とアメリカ合衆

は、輸出用綿紡物用の綿糸にも、やにヤード・ボンド法を使用する場合がござりますので、それを予想して規定いたわけでございます。

第十一号の「綿花及び生ゴムに関する
計量」でございますが、これは綿花を
及び生ゴムが輸入される場合には、
十条のただし書で、物の輸入に関する
計量といふことで読んでいるわけでござ
いますが、その国内に入りました場合の
合の国内取引におきましても、まだや
はりヤード・ボンド法が使用されちゃ
る場合が多うございますので、それを予
想して掲示したわけでございます。

○近藤信一君 これは自衛隊用と駐軍用とあると思うのですが、そのあたりはわかりませんか。

○説明員(長宗正次君) もちろん国産車両ではございませんが、その需要先の車両は分明ではございません。

○近藤信一君 この特需関係と申しますが、これはどうですか、今。

○説明員(長宗正次君) 特需の現状につきましては、昭和三十七年度の数字がござりますので申し上げます。昭和三十七年中の特需契約高は、物資に

な
留れ
内産
や
に
字
相
い
とは、じや、メートル法でやってい
ところもあるということですか。
○説明員(長宗正次君) 間違います
た。ヤード・ポンド法でござります
○近藤信一君 全部ですね。ただい
の現行法のうち、本年の十二月三十一
日で期限切れにならず、改正によつ
当分の間生きかすものというのは、「一
どれくらい具体的にあるか。これは
特に本年末をもつて特例法を廃止し
うというのは、ヤード・ポンド法使
の必要がなくなつたと見られるが、
の事由といふものはどの辺にあります
か。

すそ用よ、体で一ま。しる

理法第六条第一項第五号に規定する居住者とその他の者との間及びその他の者相互間ににおける計量」と申しますのは、いわゆる居住者と非居住者との間における計量でございまして、これは主として考えておりますものといたしましては、外人行商相互間における商取引とか、あるいは外国船の修理その他対外的な役務の提供のようなものを考えておりました。

第五号といたしましては「外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第五号の規定により居住者とみなされるものの相互間及びこれらの者とその他の者との間における船舶による運送、船舶の積載可能質量及び船級の付与に関する計量」ということでございますが、これはたとえば外国の法人の事務所などと船による運送契約を結ぶ場合とか、あるいは船級の付与をいたすような場合に用いられるわけでございま

す。

第六号の「日本船舶以外の船舶の積量の測度に関する計量」と申します

第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外國為替管理令等の臨時特例に関する政令第三条に規定する者及び日本国における国際連合の軍隊等相互間及びこれらとの者とその他の者のとの間ににおける計算」、ということとござりますが、これは、たとえば連合国内におけるPXの販売とか、あるいは日本人と軍隊の間に行なわれる特需の関係といったものを予想したわけでござります。

第九号の「植物防疫法に基く輸出植物の検査及び輸出検査法に基く綿糸の輸出検査に關する計算」というのは、輸出検査にあたりまして、ヤード・ポンド法で検査しなければいけないという場合がございますので、それを予想したわけであります。

第十号の「輸出すべき綿織物の製造に用いる綿糸に関する計算」というの

第十二号及び十三号は、これはすぐで
に昭和三十四年六月三十日でもって期
限が切れておりますものと、十三号の
商品取引所法の関係におきましては昭
和三十四年四月三十日で期限が切れて
ござります。

第十四号は、「計量をするための器
具、機械又は装置であつて、通商産業
省令で定めるものに關する計量」とい
うことのございまして、これは主とし
て輸出用のもの、あるいは立ち会い検
査人等が使用する計量器につきまして
ヤード・ポンド法が必要でござります
ので、それを予想いたしまして規定し
たわけござります。

○近藤恒一君 政令の第一に、「武器
の製造、修理その他武器に関する計
量」という項がありますね。具体的的
に、じや、武器の製造はどれくらいある
あって、修理はどれくらいあるが、そ
の点いかがですか。

○説明員(長宗正次君) 現在の国産武
器の現状につきまして数字を申し上げ
ますと、銃が九百六十六丁、砲が八十一
門、戦闘車両が二十五台、銃弾が二

たしまして六千七百七十四万三千ドル、役務にいたしまして四千八百四十一万五千ドル、合計一億一千六百十万八千ドルでございまして、前年の今計額が一億四千七百九万一千ドルでございまして、それに比較いたしまして二一%の減少となっております。
○近藤信一君 それから航空機の閑空ですが、これは、ここにもございませんが、実際航空機はまだヤード・ポンド法で全部計量しているのかどうか。僕はこの点、飛行機に乗ると、何か、高度何メートルというような、メートルですと紙を回してくれたような気がするのですが、この点どうですか。
○説明員(異宗正次君) 現在のところ、航空関係では、運航関係あるいは運送関係、それから航空機の製造、整備、修理といったような関係が考案られます、が、いずれもヤード・ボンド法の使用が大部分でございます。
○近藤信一君 大部分であるといふ

○説明員(長宗正次君) 先ほど読み上げました政令の項目に分けて申し上ますと、一般的に申しまして、大部のものがヤード・ポンド法の使用かメートル法の使用になつたといふに考えられます。具体的に一例を申上げますと、たとえば綿花につきましては、商品取引所の建値もキログラムでございますし、大部分の取引がメートル法に今年末をもつて移行するような準備を整えてございます。

○近藤信一君 そこで、航空機の関係でございますけれども、現行法第六条の二項の規定をそつくり移しがえてあるようでございますが、この改正規定の政令できめることになつておるものは、現行規定にきめてある政令の内容と全く同じものかどうか。

○政府委員(島田善仁君) 全く同じでござります。

ちょっと航空機関係のあれを申し上げますと、要するに、戦後日本の一大問題になりますけれども、航空交通管制というものが、ヤード・ポンド法を施してアメリカから実は引き続いたま

上分けしらうらがムるるかお茶係定の谷で上番官美園

から何といつても飛行機関係はアメリ

カが中心になつておりますので、それ
の関係からもヤード・ポンド法になつ
ております。高さが何メートルとい
うのは、普通の交通管制その他とは違
いまして、やはり高さを、メートル法
施行の関係もございまして、乗客に對
して、今高さは何メートルであります
ということで説明をしているものと
こう思ひます。

（近藤信一著　早川外國社）
ンド法を使っておるからと、いうこと
で、当分の間これはヤード・ボンド法
を使用しなければならない、こういう
理屈はおかしいと思うのですが、国産
のYS11型も、これはすべてヤード・
ボンド法で計量していますか。

○近藤信一君 「当分の間」という、この解釈上、「当分の間」といえば一番便利な字句ですけれども、大よその見通しというものは、どのように立てられてましては、実はY-Sのような民間航空につきましては、メートル法でやっておりましたが、計量器具等の関係は、ただいま申上げました航空交通管制の関係でヤード・ポンド法を使っております。

おられますか。
○政府委員(島田喜仁君) 先ほど来申し上げましたように、できるだけ国内的には、業種についても、メートル法に移行するように、業種をしぼりましたが、残されました航空関係、あるいは輸出関係、外国人等の関係等につきましては、やはり期限を三年とか四年とか付すること自体が実は無理であろう——と申しますのは、ただいま近藤先生は、外国が使っておるから日本で

それに右へならえるのはおかしくないかという御意見なんですが

ますけれども、やはり輸出の関係に
きましても、あるいは外国人との関
でも、日本のメートル法をそのまま
しつけるわけには実は参らない関係
ございますし、国際的にも、先ほど
し上げましたメートル法は、欧洲、
南米はほとんどメートル法になつて
りますし、ソ連、共産圏もほとんど
部分なつておりますが、やはり全体
大ざっぱこへま、四割程度はヤード

ポンド法その他の計量が使われてお
ますので、やはり国際関係になります
というと、それらの国々がメートル
に移行する状況と大体歩調を合わせ
せんとできない、こういう関係から
実は「当分の間」ということにして
るわけでござります。それで、なお

「当分の間」と申しますのを、やはり申し上げたような意味で考えるのがしろすなおではないか、こういう判でござりますので、項目によりましては「当分の間」というのをできるだけくいたしたいと思っておりますが、応期限をどの程度かということは、ここで私どもいたしましてはつきり通しを立てるわけに実は参らない点

○向井長年君 関連。今答弁されましたが、たけれども、大体七十二カ国が強制されている、そうして十七カ国が任意とっているということですが、十七カ国のはうでは、いわゆるメートル法切りかえの促進をしておりますか。

○説明員(長島正次君) 十七カ国の中にも、もちろんメートル法条約に加盟している国も相当数ござりますので、メートル法に統一しよう

いう努力はやっているものだという、うに考えられます。

○向井長年君 そうすると、結局、へりきりのところが、この法律は当分々々とということで延びて行く。結論はこういうことですね。

○政府委員(島田喜蔵仁君) 先ほど申し上げましたように、特にそれぞれ世界全体としてはいろいろな計量を使つておりますが、一番大きな問題は、アーリカ、イギリスの動向だと思います。

アメリカ、イギリスがヤード・ポンドで使つてゐる限りにおきましては、この関係から、今申し上げました日本から外向けの関係、あるいは世界とつながるたとえば航空関係等につきましては、なかなか、これをいつまでにメートル法を実施する、ヤード・ポンドで

○近藤信一君 計量法第十条のたゞ書きに、「輸出する貨物の計量及び物の輸入についての計量については、この限りでない。」と、こうございまから、したがつて、メートル法を使しなくともよいことになるわけです。「輸出する貨物」と「輸出すべき貨物」の用語は一本じごこあるのか。

○政府委員(島田喜仁君) 御承知のうに、いよいよ輸出品としてきまりして、たとえばエクスボーラーが向うのインボーラーと契約した、いよいよ輸出をするということになれば、これは輸出品でございますが、すべてとえばエクスボーラーがメーカーにしまして注文生産によつて輸出品をとるとは限つておりませんので、やはメーカーが見込み生産で、実は輸出

ようと思つて作る場合がございますが、その場合は、いよいよエクスポート

ターとの間の話し合いで、外国と工場主が見込み生産品について契約がきまりませんと、実は輸出品とはならないわけでございます。そこで、メーカーから輸出業者に向かっていふ場合には、一応輸出すべき貨物であります。もし輸出ができなかつた場合は、今度はそれは国内に売られるわけになりますから、その場合には、メートル法を使うことに切りかえら

○近藤信一君 そういたしますと、生産の場合は、計量法の十条のただ書きによつて、輸出する貨物がどんな単位を使つてもよい、こういうことと解釈してもよろしいのですか。

たしまして、それから生産に入る場へは、輸出貨物というふうに解釈しております。

○近藤信一君 行法六条第一項の政令第二条第十四号の通産省令と同じ内容のものかどうか、この点はどうですか。

○説明員(長宗正次君) 考え方といいましては、大体同じでございまが、若干今の政令から落ちているもので使っているものがござりますので、そういうものは落とす予定でござります。

○近藤信一君 それから、先ほどち

つとどなたかの質問のときによざいま
したが、この資料をもらいました。

ところに、「土地建物関係等八項目」となつております。すうところあるだけですね。木材だとか、木材は今おおきなことは、尺貫法ですか、一石、一石といふ計数のあれがあるのでありますね。印刷屋の凸版もまだそういうことがわれておるのですが、こういう関係はどうですか。尺貫法の計量は建築物だけのように出ておるのですが、他に口貫法をまだ使用しているというような

○近藤信一君 この下に持ってきて、今
あれはございませんか。
○説明員(長宗正次君) 取引の面にお
きましては、尺貫法でやる場合がほと
んどなくなつておるというふうに考へ
ております。全部メートル法だと思
ております。

珠と絹以外にはないものと考えられてゐる。ところがあるのですが、絹はどうしてまだ尺貫法が使用されているのでしょうか。同じ織物でも、他の綿布なんかはメートル法ですが。

○説明員(長宗正次君) ここに書き込まれた真珠及び絹というのは、輸出の場合は取引単位が匁であるということです。

○丘穂吉一君 それから、輸出すべく

● 説明員(長宗正次君)　いずれもヤード・ポンド法でございます。

○近藤信一君　これは輸出の織物ですか、これが現在残されるものは

物の中の織物の中で、両方使つてあると書いてあるのですね。幅はインチで、長さをヤールと、こういふことがあります。これはどういう理由でこのことになつたのですか。

○説明員(長宗正次君) 先ほど申しま
した輸出の場合と、輸出すべき貨物と
申しまして、見込み生産の場合、この
場合が考えられます。

○近藤信一君 それでは、見込み生産物とは、輸出の織物と、それから国内の織物とは計算法は違つてくるのですか。
相手国の輸出の関係ということでしょうか。
いますけれども、そうすると、国内販売になると混乱するというようなおなじ
ではないですか。国内と輸出向けと両
建になつておるのでですね。国内では
メートルを使い、輸出品にはヤード・
ポンドを使う、こういうことになる。
○説明員(長宗正次君) 輸出向けで生
産しておりましたものが、国内向けに
転用される場合の問題だと想ひます。

が、その場合には、一応ヤールあるいはインチのものをメートル法に換算いたしまして、表示などを直して内需に流通しております。

とおりでございまして、国内と輸出が同じ計量を使うことが一番つきりしているわけでございますが、ところが、やはりできるだけ国内では、十準法のきわめて簡単なメートル法に移行させるために、やむを得ずそういう方法をとつておりますが、私も、率直申し上げまして、おそらく当初は相當不便があつたと思ひますが、最近はそういう点では、割合にこの換算がもうできておりまして、比較的、今申

上げましたすつきりはいたしませんけれども、国内に切りかえが割合に簡単にできるようになって参ったと思いま

○近藤信一君 私はその点が非常にいろいろと各家庭でもあると思うのです。年取った人と、それから若いのと子供と、尺貫法を使い、メートル法を使い、年寄りのところは尺貫法のものさしでなければどうも工合が悪い、若いのはメートル法で、センチメートルで使うけれども複雑多岐になるわたつて、これはもうだいぶんになるけれども、まだその慣習というものは残っているから、今後早く整備する必要があるんじゃないかと思うのですが、どうですか、これはいつごろ。

○政府委員(島田喜仁君) どうも非常に答弁しにくい御質問でございまして、恐縮でございますが、ここにおられる先生方も御年配の方々でございまして、非常に申し上げにくいのでございますが、やはり世の中の進歩というものは、私は、おしゃりを受けるかもしませんが、若い世代が担っていくべきものと思います。そういう意味で、今の若い年令層においては、御承知のように、メートル法を学校の教育時代からやっておるのでありますて、わしら私なども、どちらかといえば尺貫法で教育されたほうでございますが、過渡的にはどうしても、そういう混乱と申しますか、整備されていない状況があらゆる面においてあると思います。したがつて、この整備は、だんだん時代がたつに従いまして、若い世代になると、そういうことになりますが、過渡的には、できるだけそういう混乱を防ぐ、言いかえれば、これ

を極端に強制することが実はなかなか長い間の慣習、教育でもってできませんので、この法律も、実は取引上の場合と、それからもう一つは計量単位を

証明する場合に、実は法律でこれを規制するということになつておるわけでござります。したがいまして、家庭内で足貫法を使つてゐるとか、あるいはたとえば自衛隊内部でヤード・ポンド法を使つてゐるというような場合には、本法の実は対象外でございまして、その面まで法律で規制をするということにはなつておりますが、根本は、だいま先生のおっしゃるよう、そういう家庭の面、あるいは生産の面においても、そこからメートル法を使つていかなければ、実はつきりしたメー

トル法の実施ということは困難でござります。率直に申しまして、実はこの前この委員会で豊田先生から板ガラスの問題について御意見がございましたが、それも実はこのメートル法の施行量をむずかしさに基因するわけでございまして、今メートル法がある程度普及をいたしまして、メートル法以外の計量を使つてはいかぬ部門を実はしぼつておりますが、率直に申しますと、これはかりに、メーカーと販売業者との関係を申し上げますと、やはりメーカー 자체が実はこのメートル法に移行しておるわけではございませんので、このメートル法をメーカーがあれしましても、取引をする場合にメートル法に切りかえて換算をしているというのが実は今の実態ではないか。しかし、それをやりませんと、やはりメートル法は全然実施ができませんので、逐次、期間をかけまして、生産の関係あるいは需要部門の関係を含めまして、メー

トル法に移行する。それは、先ほど申し上げましたように、ある程度時間がかかり、それを使う世代の人たちが日本の大部の人口になるということを

考え方せんと完全にはなかなか実施ができない。ここに私はメートル法の実施のむずかしさがあると、こういうふうに思います。

この前豊田先生からの御意見がございました点につきまして、ちょっと回答させていただきたいと思います。ちょうど私の今お答えをした点に関連をいたしますので。

実は、板ガラスの計量について、小売業者とメーカーとの関係で、小売業者はメートル法をやらされておる。ところが、板ガラスのメーカーはメートル

法をやつていなければいけないじゃないか、施行していいんじゃない。小売業者から、これはおかしいではないかという意見が出たわけでございます。その意味で、簡単にお答えをいたしたいのです
が、板ガラスの計量は從来フィートを基礎として行なわれておったわけでござりますが、昭和三十四年からメートル法に切りかえるために、板ガラス協会が中心になって準備を進めて参りまして、関係方面の協力を得て、一応メートル法に切りかえを行なったわけでございます。この場合、規格自体を変更することは、国際的にも、また国内の建築規格というような多方面の關係がございまして、困難でありましたために、インチ数値のメートルへの換算によって行なわれておるわけでござります。その結果、現在では、板ガラスの厚さは整数値のミリメートル、大きさはインチからの換算によるミリメートルではかられておりまして、ま

た取引のほうは、卸売の場合には箱単位——一箱幾らという箱単位でござります。小売の場合には枚数単位でございまして、これがセンチメートル平方の

基準になつておりますので、計算単位のメートル法統一の精神からすると、さうにこれを進めまして、大きさはメートルかけるメートル、一箱は平方メートル、小売の単位も平方メートルとすることが一番いいわけでござりますけれども、これは板ガラスは、御承知のように、需要先が非常に大きくございまして、建築関係でござりますので、これを先ほど申し上げましたように、直ちに、メートルにするということは実は困難でございまして、これらにつきましては研究中でございますが、そ

の方向には努力をいたしますが、板ガラスだけではなくて、先ほど申し上げますように、メーカーが直ちにメートルにするということには実はなっておりません。ただ、売る場合には、できるだけそれをすぐ換算をいたしまして、そうして売つていくということになつておりますと、これはその業種業種によりまして多少またその弊害が残っているところもございますが、そのうちで一つ問題になりましたのは板ガラスでござります。そのほかのものにつきましては、大体においてその不便さというものがなくなりまして、もしそういう不便がある場合には、この例外として、先ほど申し上げました特例によるのでございますが、大体取引の関係においては、要するに割合に円滑にいくようにはねつてきておるのが率直に言つて実態でございます。そこで、特に問題になります板ガラスは、今申し上げました、需要範囲が非

常に大きいものですから、そこから根本的に直して参りませんと問題が解決しないので、取引は一応そういう形で切りかえる。換算することになつておりますけれども、今申し上げましたような実態でござりますので、私どもできるだけそういう方向で努力をいたしたいと思っておりますので、この点は御了承をお願いしたいと思います。
○豊田雅美君 今の見解だと、需要者である建築関係などのほうをメートル本位に実質的にやつてからでないと、うとできないという意味かと思いますが、逆にメーカーのほうから直していく、それに伴つて、もちろん需要の見通しのものでなければ、その最後の消費者の段階にも実質的にメートルでいくというふうにするのか、あるいはもう消費者のほうの需要の規格を変えてから逆にこうメーターのほうに及んでいくのか、これは鶏と卵の関係みたいなもので、どちらが先になるかといふわけなんでしょうが、お考えはその点どうなんでしょう。どつちからといったがいいというふうに考えられますが、今は、需要者側のほうが変わつていかないといかぬと、こういうのですね。

かくメーカー、需要者、両方から規格のメートル化ができれば、これは一番いいけれども、お話を聞くと需要者側からいくことで解決のつくものはつくもののはつくものでいいでしょうが、いずれにしても、中間の小売商あたり、生産弱いところにしわが寄るというようなことのないようになります。メートル化に実現をすることについて熱意を持ってやつてもらいたいと思いますが、御意見はどうでしょうか。

○政府委員(島田喜仁君) 先生の御意見、もっともだと思います。メートル法施行のむずかしさがあなたの御趣旨にあるわけでございますが、先生の御趣旨に沿いまして、できるだけその方向で努力をいたしたい、こういうふうに考えます。

○二宮文造君 この計量法施行法の一部改正の問題で、先ほども松澤先生から、四つにしほるのはけつこうだけれども、将来特例という問題が出てこぬかというふうに問題で質問があつたようですが、私もそのようないうな意見があるわけです。たとえば、この農業白書ですね、この間出来ました農業白書、これが一体その計量法施行法第三条、第六条及び第九条第三項の計量等を定める政令、これの第三番目に該当するものですか、第三項。

○政府委員(島田喜仁君) もう一度ちょっと御質問をお願いいたします。

第一条の第三項に該当するものですかと聞いているのですよ。第三項には、「国が行う農家経済調査、養蚕収穫量調査、漁業経済調査」と、こうあげられておりますが……。ちょっと趣旨がわからぬようですが、要するに、この

農業白書の中には、やはりその土地の単位が町で表示されているわけです。またあるいは、農林省から出てくる土地の表示にヘクタールを使われていて、建物の計量は延期するというような特例があるので、差しつかえないようではありますけれども、先ほどからいろいろ御意見があるように、非常に習慣というものが残っていて、新しいメートル法に移行することがなかなか困難であるという意見がたびたび出てきているわけですが、特に政府のほうから出てくるこういう書類の中では、指導啓蒙ということを頭に置けば、もうこの辺で単位の表示はヘクタールにかえてもいいんじゃないか。そうしないでおいて、慣習を指導するとか何とかということは、先ほども奥先生から話があつたのですが、正量取引という問題にも関連して、行政指導がまずいんじやないかという総合的な結論になってくるわけですが、この辺は農林省とどういうお話をされておりますか。

○政府委員(島田豊仁君) 今、の調査の中、土地の面積等が出て、いるわけですね。土地の問題のあれは、御承知のように、四十一年の三月三十一日まで、実は土地の坪数、あるいは建物の坪数、面積は認められておりますので、その間は使っていいことになつて、いるわけです。ただし、早急に土地台帳あるいは登録簿等を直す関係と、それから今申し上げましたような關係で、できるだけ農林省とその問題は調整をいたして参りたい、こういう考え方で進んでおります。

○二宮文造君 今の局長のせつかくの答弁ですけれども、農林省との調整はできないと思うのです。ですから、農林省から出てくる書類が、ある場合にはヘクタールが使われ、ある場合はこのように町が使われ、移行がむずかしいわけです、早く切りかえないといふ。ここにも資料としていたいたい書類の中には、移行がむずかしいので切りかえは今後の重要課題であるという資料をいただいてるわけです。そうすると、国のはうから、政府自体から切りかえに努力をしていただかない、と、国民のほうはますます困つてくるわけですが、そういう意味のことを申し上げているわけです。ですから、先ほどまでの話では、早く切りかえてもらわなければ困る、とにかくある程度慣習はあるつても切りかえるのが当然だというふうな局長のお話だった。ところが、今の私の質問に対しては、四十一年まで出してしまいかまわないのだから、それで出しておるのだというやうな言い方ですと、指導すべき部門のほうで頭の切りかえを私はしていただきたい、こ

うお願いするわけです。したがつて、結論からいいますと、このメートル法への切りかえは非常に困難ではございませんが、先ほど言った松澤先生の御意見、同意見なんですが、四つにしほばして、将来また特例を設けなければならぬで、「その他」という字句を一字入れておけば、政令に譲つていけるのではないかという意見なんですがね。その点についていかがですか。

府部門で、あちこちに出て参ると思ひます。二つ、もうふうな混乱した表示の

本案を原案どおり可決することに御賛成の方の筆手を願ひます。

〔速記中止〕

〔賛成者挙手〕
○委員長(赤闘文三君) 全会一致でござります。よって、本案は全会一致を

を始めて下さい。
す。 本日はこれでもうて散会をいたしま
二〇〇九年二月二日

たれ そうしませんと 国員のほうへ
切りかえがつかないと いうことを重ねて
お願いをするわけです。ひとつ今度
の白書のほうから、そういうふうに、
所管が違いますけれども、担当部門と
して要望をしていただきたい、この上
うにお願いをしておきます。

もつて居家とおり古済すべきものとの決定をいたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例によりまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と手る者あり」

午後零時三十九分開会
三月十三日本委員会に左の案件を付託された。
一、高压ガス取締法の一部を改正する法律案

○委員長(赤間文三君) この際、委員会の異動について御報告を申し上げます。

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認め、さむら決定をいたしました。

○國務大臣(福田一君) どうもありがとうございました。

○委員長(赤間文三君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(赤間文三君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めさせて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認めます。

目次中「第四章 容器、機器及び原料ガス（第四

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明瞭かにしてお述べを願います。——別に御発言もないようですが、どうぞ。——ですが、ございます。討論は終結したものと認めて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤間文三君） 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

計量法施行法の一部を改正する法律案を問題に供します。

第一章の二
容器、機器及び原料ガス（第四十条—第五十九条）
二二二節
高圧ガス保安協会
総則（第五十九条の二—第五十九条の八）
二二三節
役員、評議員及び職員（第五十九条の九—第五十九条の十一）
二二四節
業務（第五十九条の二十八—第五十九条の十二—第五十九条の二十七）に、
監督補則（第五十九条の三十四・第五十九条の三十五）
六五節
第五十九条の三十六）

改正する。

高压ガス取締法の一部を改正する法律案

一、高圧ガス取締法の一部を改正す る法律案

午後零時三十九分散会

〔速記中止〕

十一号) 第二条第一項の規定の適用を受ける船舶及び海上自衛隊の使用的する船舶内における高圧ガス
四 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号) 第二条第二項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行なうための設備(政令で定めるものに限る)内における高圧ガス
五 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第二条第一項の航空機内における高圧ガス
六 電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号) の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号) 附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号) の適用を受ける電気工作物(政令で定めるものに限る)内における高圧ガス
七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)
第三条第二項中「第五十九条」の下に「及び第六十条」を加える。
第五条第一項第一号中「次号及び以下同じ。」のため高圧ガスの製造をしようとする者」に改め、同項第二号中「(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)」を削り、同条第三項に規定する者」を「冷凍(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)」のため高圧ガスの製造をしようとする者」とする。同項第二号中「(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)」を削り、同条第三項に規定する者」を「冷凍(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)」のため高圧ガスの製造をしようとする者」とする。

三トン以上の設備を使用して冷凍に改め、同条第四項中「第一項第二号」の下に「及び前項」を加える。

第六条第二号中「圧縮酸素」の下に「その他の政令で定める高圧ガス」を、「常時」の下に「容積」を加える。

第八条中「左の各号」を第一号、第二号及び第五号に改め、「第三号の下に「から第五号まで」を加え、同条第一号中「製造」の下に「(製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、第九条、第十二条、第十四条第一項、第二十条、第二十一条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一号及び第二号、第六十条、第八十条第三号及び第四号並びに第八十一条第二号及び第五号において同じ。)」を加え、同条第三号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

三 販売（販売に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。）のための施設の位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 販売の方法が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

第十三条中「第八条第二号の」を「通商産業省令で定める」に、「を容器に充てん」を「の製造を」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 前三条に定めるもののほか、高圧ガスの製造は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つなければならぬ。

第十四条の次に次の二条を加え
る。

第十四條の二　販売業者は、販売の法

ための施設を、その位置、構造及び設備が第八条第三号の技術上の

第十六条第一項に次のただし書きを
加える。

第二十一条第三項中「販売の事業」を「開始し、又は」を加える。
第二十三条第二項に次のただし書を加える。

画を定め、又は前項の保安教育を実施するに当つて基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。

の保安について監督を行うことがで
きる高压ガスの製造の作業」を「高
压ガスの製造の作業又は販売に係る
保安について監督を行なうことがで

基準に適合するように維持しなければならぬ。

2 販売業者は、第八条第四号の技
術上の基準に従つて高圧ガスの販

3 都道府県知事は、販売業者の販
売をしなければならない。

第八条第三項又は第四号の技術上
売のための施設又は販売の方法が

の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準で適合

するように販売のための施設を修理、改築、若しくは移転し、

現し、改造し、新しく発展し、又はその技術上の基準に従つて高圧ガスの貯蔵をナビゲーションを命ぜ

日本大手の賃貸業者による、専門的な知識と実績を有することができる。

(販売のための施設の変更)
第十四条の三 販売業者は、販売の
二つに亘る立地、看板等、

ための施設の位置 構造若しくは設備の変更の工事をし、又は販売

をする高压ガスの種類若しくは顯壳の方法を変更しようとするとき

は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第八条の規定は、前項の許可に準用する。

第十五条第一項中「但し、」を

販売業者が第五条第一項若しくは第六条の許可を受けたところに従つて

貯蔵する高圧ガス又は」に改め、同
条第二項中「都道府県知事は、」の下
に「次条第一項に規定する貯蔵所の

第十六条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、第一種製造者又は販売業者が第五条第一項又は第六条の許可を受けたところに従つて高圧ガスを貯蔵するときは、この限りでない。

第二十条中「第五条第一項」の下に、「第六条」を、「第十四条第一項」の下に、「第十四条の三第一項」を、「製造」の下に「若しくは販売」を、「第八条第一号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第二十条の二 第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設のうち通商産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）については、当該特定設備に係る製造のための施設の設置又はその位置構造若しくは設備の変更の工事を完成する前であつても、都道府県知事が行なう検査を受けることができる。

2 特定設備の製造の事業を行なう者は、前二項の検査において第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた特定設備に係る製造のための施設につき、通商産業省令で定める期間内に前条の完成検査を受ける。

3 第一項に規定する者は、前二項

けるときは、当該特定設備については、同条の完成検査を受けることを要しない。

第二十一条第三項中「販売の事業」の下に「開始し、又は」を加える。
第二十三条第二項に次のたゞし書きを加える。

ただし、第一種製造者又は販売業者が第五条第一項又は第六条の許可を受けたところに従つて導管により高压ガスを輸送するときは、この限りでない。

第二十四条を次のように改める。

(家庭用設備の設置等)

第二十四条 液化石油ガス又は圧縮天然ガス(内容積が二十リットル以上百二十リットル未満の容器に充てんされたものに限る)を一般消費者の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事は、通常産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第二十七条を次のように改める。

(保安教育)

第二十七条 第一種製造者は、高压ガスの製造を開始したときは、遅滞なく、その従業者に対する保安教育計画を定め、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 第一種製造者は、前項の規定により届け出た保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

3 第二種製造者、販売業者、高压ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者は又は液化酸素消費者は、その従業者に保安教育を施さなければならぬ。

「という」は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類とともに、第一項の保安教育計画を定め、又は前項の保安教育を施すに当つて基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。

第二十八条の見出しを「(作業主任者、販売主任者及び取扱主任者)に改め、同条第二項中「又は液化酸素消費者」及び「又は事業所」を削り、「通商産業省令で定めるところにより、高圧ガス取扱主任者以下「取扱主任者」という。」を「通商産業省令で定める区分に従い、高圧ガス販売主任者(以下「販売主任者」という。)に、「取扱又は液化酸素の消費」を「販売」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「第二項」を、「作業主任者」の下に「販売主任者」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 液化酸素消費者は、事業所」として、通商産業省令で定めるところにより、液化酸素取扱主任者(以下「取扱主任者」という。)を選任し、液化酸素の消費に係る保安について監督を行なわせなければならぬ。

第二十九条の前の見出しを「(作業主任者免状及び販売主任者免状)」に改め、同条第一項中「乙種化学主任者免状」の下に「丙種化学主任者免状」を、「第三種冷凍機械主任者免状」の下に「とし、販売主任者免状の種類は、第一種販売主任者免状及び

第二種販売主任者免状」を加え、同条第二項中「作業主任者免状」の下に「又は販売主任者免状」を加え、「その保安について監督を行なうことができる高圧ガスの製造の作業」を高圧ガスの製造の作業又は販売に係る保安について監督を行なうことができる高圧ガスの製造の作業の下に「又は販売主任者免状」を、「(以下「作業主任者試験」という。)」の下に「又は高圧ガス販売主任者試験」以下に「又は販売主任者試験」という。」を、「(以下「作業主任者試験」といふ。)」を、「製造の作業」の下に「又は販売」を加え、同条第四項中「左の各号」を「通商産業大臣又は都道府県知事は、次の各号」に改め、「作業主任者免状」を加え、同条第五項中「作業主任者免状」の下に「又は販売主任者免状」を加える。

第三十条中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を、「作業主任者免状」の下に「又は販売主任者免状」を加える。

第三十一条の見出しを「(作業主任者試験及び販売主任者試験)」に改め、同条第一項中「作業主任者試験」の下に「又は販売主任者試験」を加え、「(製造)」の下に「又は販売主任者試験」を加え、「(第二項中「作業主任者試験」の下に「又は販売主任者試験」を加え、「又は販売主任者試験」を、「作業主任者免状」の下に「又は販売主任者免状」を、「通商産業大臣」の下に「又は販売主任者免状」を、「通商産業大臣」の下に「又は販売主任者免状」を次のように改める。

3 協会が通商産業省令で定めるところにより行なう講習の課程を修了した者については、通商産業省令で定めるところにより、作業主任者免状」を次のように改める。

任者試験又は販売主任者試験の一

部を免除する。

第三十一条に次の二項を加える。

4 前三項に定めるもののほか、作

業主任者試験又は販売主任者試験

の試験科目、受験手続その他の細

目は、通商産業省令で定める。

第三十二条(見出しを除く)中「作

業主任者」の下に、「販売主任者」を

加える。

第三十四条中「代理者」の下に、「販

売主任者」を加える。

第三十五条第一項中「であつて、

通商産業省令で定めるもの」を「(通

商産業省令で定めるものに限る。以

下「特定施設」という。」に、「都道府

県知事が毎年定期に行う」を「通商産

業省令で定めるところにより、定期

に、都道府県知事が行なう」に改め、

同項ただし書を次のように改める。

ただし、特定施設のうち通商産

業省令で定めるものについて、通

商産業省令で定めるところにより

協会が行なう保安検査を受け、そ

の旨を都道府県知事に届け出た場

合は、この限りでない。

第三十五条第二項中「その施設」を

「特定施設」に改め、同条に次の二項

を加える。

3 協会は、第一項ただし書の保安

検査を行なったときは、遅滞なく、そ

の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

第三十五条の次に次の二項を加え

る。(定期自主検査)

第三十五条の二 第一種製造者は、
製造のための施設であつて通商産
業省令で定めるものについて、通

商産業省令で定めるところにより、定期に、保安のための自主検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十六条第一項中「製造」の下に「若しくは販売を加える。

第三十七条第一項中「第三項の事業所」の下に「第六条の販売所(同

条第二号の販売所を除く。)」を加え、

「若しくは第二種製造者を」を「第二種製造者、販売業者」に改め、同条

第二項中「若しくは第二種製造者を」を

「若しくは第二種製造者を」に改め、

第三十八条第一項第一号中「第十

一条第三項」の下に「第十四条の二

第三項」を加え、同項第二号中「第十

四条第一項」の下に「第十四条の三

第一項」を加え、同項第四号を削り、

同項第三号中「第十六条第一項又は

削り、「若しくは」を「又は」に改

め、同号を同項第四号とし、同項第

二号の次に次の二号を加える。

三 第二十条の完成検査を受けな

い場合、高圧ガスの製造若しくは

販売のための施設又は高圧ガス

貯蔵所を使用したとき。

第三十八条第二項第三号中「第二

十八条第二項」を「第二十八条第三

項」に改める。

四 第二十九条第一号中「第二種製造

者」の下に「、販売業者」を、「製造」

の下に「若しくは販売」を加え、同条

第二号中「、詰替」を削る。

第五十条第一項中「通商産業大臣

が行う」を「通商産業大臣又は協会

が行なう」に改める。

第五十一条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は協会」を、「合格した

ときには」の下に「、すみやかに」を加

え、同条第三項中「失つたときは、」

を「失つた場合において、その容器

証明書が通商産業大臣の交付に係る

ものであるときは」に、「申請し」を

「若しくは販売を加える。

第三十九条第一項中「第三項の事

業所」の下に「、第六条の販売所(同

条第二号の販売所を除く。)」を加え、

「若しくは第二種製造者を」を「第二種製造者、販売業者」に改め、同条

第二項中「若しくは第二種製造者を」を

「若しくは第二種製造者を」に改め、

第三十八条第一項第一号中「第十

一条第三項」の下に「第十四条の二

第三項」を加え、同項第二号中「第十

四条第一項」の下に「第十四条の三

第一項」を加え、同項第四号を削り、

同項第三号中「第十六条第一項又は

削り、「若しくは」を「又は」に改

め、同号を同項第四号とし、同項第

二号の次に次の二号を加える。

ときは」の下に「、すみやかに」を加え、同条第三項中「失つたときは、」

を「失つた場合において、その容器

証明書が通商産業大臣の交付に係る

ものであるときは」に、「申請し」を

「その容器証明書が協会の交付に

係るものであるときは」に、「協会に申請

し」に改める。

第四十九条第一項中「又は」を「若

しくは協会又は」に改め、同条第三

項中「又は」を「若しくは協会又は」に

改め、「合格したときは」の下に「す

みやかに」を加える。

第五十四条第二項中「通商産業大

臣」の下に「又は協会」を加え、同条

第二項中「通商産業大臣」の下に「又

は協会」を、「認めるときは」の下に

「すみやかに」を加える。

第五十五条中「通商産業大臣」の下

に「又は協会」を加える。

第五十六条中第二項を第三項と

し、第一項の次に次の二項を加える。

2 協会は、その行なう容器検査に

合格しなかつた容器がこれに充て

んする高圧ガスの種類又は圧力を

変更しても第四十四条第三項の規

格に適合しないと認めるときは、

遅滞なく、その旨を通商産業大臣

に報告しなければならない。

第四章の次に次の二章を加える。

3 第二節 総則

(目的)

第一節 総則

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員及び評議員会に関する事

項

八 会計に関する事項

九 公告に関する事項

七 業務及びその執行に関する事

項

八 会計に関する事項

九 公告に関する事項

七 業務及びその執行に関する事

項

六 前各号に掲げる者の団体

二 高圧ガスの販売の事業を行なう者

三 液化酸素消費者

四 容器製造業者

五 高圧ガスの製造のための設備

六 前各号に掲げる者の団体

等の業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第五十九条の三 協会は、法人とす

る。

第五十九条の四 協会は、主たる事

務所を東京都に置く。

(資格)

第五十九条の九 次に掲げる者は、

協会の会員となることができる。

一 高圧ガスの製造の事業を行なう者

みやかに」を加える。

第五十九条の十 協会は、会員たる

資格を有する者が協会に加入しよ

うとするときは、正当な事由がな

いのに、その加入を拒んではなら

ない。

二 会員は、いつでも、協会を脱退

することができる。

三 会員の登記

二 会員の登記

三 会員の登記

四 会員の登記

五 会員の登記

六 会員の登記

七 会員の登記

八 会員の登記

九 会員の登記

十 会員の登記

十一 会員の登記

十二 会員の登記

十三 会員の登記

十四 会員の登記

十五 会員の登記

十六 会員の登記

十七 会員の登記

十八 会員の登記

十九 会員の登記

二十 会員の登記

二十一 会員の登記

二十二 会員の登記

二十三 会員の登記

二十四 会員の登記

二十五 会員の登記

二十六 会員の登記

二十七 会員の登記

二十八 会員の登記

二十九 会員の登記

三十 会員の登記

三十一 会員の登記

三十二 会員の登記

いてはならない。

(民法の準用)

第五十九条の八 民法(明治二十九

年法律第八十九号)第四十四条(法

人の不法行為能力)及び第五十条

(法人的住所)の規定は、協会に準

用する。

第二節 会員

一 会員の登記

二 会員の登記

三 会員の登記

四 会員の登記

五 会員の登記

六 会員の登記

七 会員の登記

八 会員の登記

九 会員の登記

十 会員の登記

十一 会員の登記

十二 会員の登記

十三 会員の登記

十四 会員の登記

十五 会員の登記

十六 会員の登記

十七 会員の登記

十八 会員の登記

十九 会員の登記

二十 会員の登記

二十一 会員の登記

二十二 会員の登記

二十三 会員の登記

二十四 会員の登記

二十五 会員の登記

二十六 会員の登記

二十七 会員の登記

二十八 会員の登記

二十九 会員の登記

三十 会員の登記

三十一 会員の登記

三十二 会員の登記

三十三 会員の登記

三十四 会員の登記

三十五 会員の登記

三十六 会員の登記

三十七 会員の登記

三十八 会員の登記

三十九 会員の登記

四十 会員の登記

四十一 会員の登記

四十二 会員の登記

四十三 会員の登記

四十四 会員の登記

四十五 会員の登記

(役員)

職員

第五十九条の十二 協会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事五人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第五十九条の十三 会長は、協会を代表し、その業務を總理する。

2 副会長は、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその業務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務を監査する。第五十九条の十四 会長、副会長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。

4 役員は、再任されることができる。第五十九条の十五 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。(役員の欠格条項)

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の長
二 政府又は地方公共団体の職員
(非常勤の者を除く。)
(役員の解任)

第五十九条の十六 通商産業大臣
第五十九条の十七 通商産業大臣
第五十九条の十八 通商産業大臣
第五十九条の十九 通商産業大臣
(代理人の選任)

第五十九条の二十 会長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の

は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

3 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

4 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

5 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

6 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

7 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

8 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

9 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

10 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

11 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

12 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

13 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

14 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

15 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

16 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

17 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

18 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

19 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

20 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

21 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

22 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

2 評議員会は、会長及び二十人以上三十人以内において定款で定められた数の評議員をもつて組織する。

3 評議員会に議長を置き、会長をもつてこれにあてる。

4 議長は、評議員会の会務を総理する。

5 評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。

6 評議員会は、会員(会員が法人である場合には、その代表者又は代理人)のうちから選舉する。

7 評議員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

8 評議員会の権限

第五十九条の二十二 評議員は、定款で定めるところにより、会員が通商産業大臣の認可を受けて、この義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

9 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

10 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

11 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

12 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

13 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

14 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

15 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

評議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることできない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。

(職員の任命)

第五十九条の二十六 協会の役員若しくは、会長が任命する。

(役員等の秘密保持義務)

第五十九条の二十七 協会の役員若しくは、職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(役員等の地位)

第五十九条の二十八 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(第四節 業務)

第五十九条の二十九 協会は、第五十九条の二の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(業務の範囲)

第五十九条の三十一 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(保安検査等の義務及び検査員)

第五十九条の三十二 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(業務の範囲)

第五十九条の三十三 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(業務の範囲)

第五十九条の三十四 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(業務の範囲)

第五十九条の三十五 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(業務の範囲)

第五十九条の三十六 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(業務の範囲)

保安に關し必要な検査を行なうこと。

六 前各号の業務に附帯する業務(業務方法書)

第五十九条の二十九 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務方法書が保安検査等のうち保安検査等の業務に係る部分を適正な実施上不適当となつたと認めたときは、その業務方法書のうち保安検査等の業務に係る部分を変更すべきことを命ずることが認められる。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務方法書が保安検査等のうち保安検査等の業務に係る部分を適正な実施上不適当となつたと認めたときは、その業務方法書のうち保安検査等の業務に係る部分を変更すべきことを命ずることが認められる。

5 高圧ガスの保安に關する教育を行なうこと。

六 前各号の業務に附帯する業務(業務方法書)

第五十九条の三十一 協会は、業務

第五十九条の三十二 協会は、業務

第五十九条の三十三 協会は、業務

第五十九条の三十四 協会は、業務

第五十九条の三十五 協会は、業務

第五十九条の三十六 協会は、業務

第五十九条の三十七 協会は、業務

第五十九条の三十八 協会は、業務

第五十九条の三十九 協会は、業務

第五十九条の四十 協会は、業務

第五十九条の四十一 協会は、業務

第五十九条の四十二 協会は、業務

第五十九条の四十三 協会は、業務

は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

2 評議員会は、会長及び二十人以上三十人以内において定款で定められた数の評議員をもつて組織する。

3 評議員会に議長を置き、会長をもつてこれにあてる。

4 議長は、評議員会の会務を総理する。

5 評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。

6 評議員会は、会員(会員が法人である場合には、その代表者又は代理人)のうちから選舉する。

7 評議員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

8 評議員会の権限

第五十九条の二十二 評議員は、定款で定めるところにより、会員が通商産業大臣の認可を受けて、この義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

9 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

10 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

11 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

12 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

13 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

14 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

15 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

評議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることできない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。

(職員の任命)

第五十九条の二十六 協会の役員若しくは、会長が任命する。

(役員等の秘密保持義務)

第五十九条の二十七 協会の役員若しくは、職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(役員等の地位)

第五十九条の二十八 協会は、第五十九条の二の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(業務の範囲)

第五十九条の三十 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(保安検査等の義務及び検査員)

第五十九条の三十一 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(業務の範囲)

第五十九条の三十二 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(業務の範囲)

第五十九条の三十三 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(業務の範囲)

第五十九条の三十四 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(業務の範囲)

第五十九条の三十五 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(業務の範囲)

第五十九条の三十六 協会は、保安検査等を行なうべき職務を有しない。

(業務の範囲)

保安に關し必要な検査を行なうこと。

六 前各号の業務に附帯する業務(業務方法書)

第五十九条の三十一 協会は、業務

第五十九条の三十二 協会は、業務

第五十九条の三十三 協会は、業務

第五十九条の三十四 協会は、業務

第五十九条の三十五 協会は、業務

第五十九条の三十六 協会は、業務

第五十九条の三十七 协会は、業務

第五十九条の三十八 协会は、業務

第五十九条の三十九 协会は、業務

第五十九条の四十 协会は、業務

第五十九条の四十一 协会は、業務

第五十九条の四十二 协会は、業務

第五十九条の四十三 协会は、業務

第五十九条の四十四 协会は、業務

第五十九条の四十五 协会は、業務

第五十九条の四十六 协会は、業務

第五十九条の四十七 协会は、業務

第五十九条の四十八 协会は、業務

第五十九条の四十九 协会は、業務

は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

2 評議員会は、会長及び二十人以上三十人以内において定款で定められた数の評議員をもつて組織する。

3 評議員会に議長を置き、会長をもつてこれにあてる。

4 議長は、評議員会の会務を総理する。

5 評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。

6 評議員会は、会員(会員が法人である場合には、その代表者又は代理人)のうちから選舉する。

7 評議員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

8 評議員会の権限

第五十九条の二十二 評議員は、定款で定めるところにより、会員が通商産業大臣の認可を受けて、この義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

9 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

10 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

11 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

12 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

13 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

14 評議員は、理事会に事務があるとき、又は理事に職務上

の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

